相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所兵庫県西宮市日野町一〇番四号　被相続人　亡　草分　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

北海道茅部郡森町字常盤町一五八番地三二　相続財産管理人　小長井　朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍盛岡市西青山三丁目一七番、最後の住所盛岡市西青山三丁目一七番五号　被相続人　亡　村木　崇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

岩手県盛岡市大通三丁目二番八号　岩手県金属工業会館七階　みちのく法律事務所　相続財産管理人　弁護士　細川　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県魚沼市堀之内七〇八番地一九、最後の住所埼玉県三郷市彦成三丁目七番一―六一〇号　被相続人　亡　吉田　松男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階埼玉東部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北川　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市富浦町南無谷一九五〇番地、最後の住所千葉県南房総市富浦町南無谷一九五〇番地　被相続人　亡　加藤　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

千葉県木更津市東中央三―一〇―二　二階　塚本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　塚本　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市中根一九六番地五、最後の住所千葉県野田市中根一九六番地の五　被相続人　亡　佐藤　精一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

事務所千葉県松戸市松戸二〇六三―一三江戸川ハイツ三〇二　山口・髙橋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙橋圭一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県都留市境二三四番地、最後の住所千葉市花見川区作新台二丁目六番一八号　被相続人　亡　松川　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス　相続財産管理人　弁護士　菅野　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳　被相続人　亡　廣瀬　裟惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

東京都千代田区麹町四―三―二九ＶＯＲＴ紀尾井坂五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡白鷹町大字浅立二六〇三番地、最後の住所東京都板橋区中台三丁目四番八―四〇二号　被相続人　亡　梅津　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル六〇五号大畑法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大畑　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区押上一丁目三一番地、最後の住所東京都墨田区押上一丁目三一番一号　被相続人　亡　髙橋　仁一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

事務所東京都中央区八重洲二―一一―六八重洲ＫＮビル三階宇田川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区永代一丁目六番地八、最後の住所東京都江東区永代一丁目三番一〇号　被相続人　亡　吉田　佳伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

東京都文京区小石川二丁目一番二号第11山京ビル五〇一坂井・渡瀬法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂井　崇徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川五丁目七四番地、最後の住所東京都渋谷区代々木三―三五―一渋谷区あやめの苑・代々木　被相続人　亡　木村玉榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月七日

東京都渋谷区代々木二―五―一羽田ビル八〇二号室新宿南法律事務所　相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

第38期決算公告　平成29年3月28日

千葉県八千代市八千代台東1―45―3

京成電設工業株式会社

代表取締役　磯貝　昭夫

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,726,646
	固定資産	70,418
	合計	1,797,065
負債及び純資産の部	流動負債	1,116,201
	固定負債	29,613
	株主資本	651,250
	資本金	35,000
	資本剰余金	6,500
	資本準備金	6,500
	利益剰余金	609,750
	利益準備金	8,750
	その他利益剰余金	601,000
	（うち当期純利益）	(80,771)
	合計	1,797,065

第10期（2016年度）決算公告

2017年3月24日

東京都千代田区神田司町二丁目9番地

大塚チルド食品株式会社

代表取締役社長　得永　篤司

貸借対照表の要旨（2016年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	346,281
	固定資産	2,974
	合計	349,255
負債純資産の部	流動負債	1,732,180
	株主資本	△1,382,925
	資本金	200,000
	利益剰余金	△1,582,925
	その他利益剰余金	△1,582,925
	（うち当期純利益）	(2,249)
	合計	349,255

第4期決算公告　平成29年3月10日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

フラトン・ファンド・マネジメント・ジャパン株式会社

代表取締役　トレバー・ノーマン・チャドリー

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	71,562
	固定資産	17,270
	合計	88,832
負債純資産の部	流動負債	24,420
	株主資本	64,412
	資本金	70,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△55,587
	その他利益剰余金	△55,587
	（うち当期純損失）	(57,201)
	合計	88,832